

国王尚貞の、進貢のため在船都通事金世銘等を遣わす執照

(一六八八、九、一五)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の事の為にす。

謹んで聖旨の兩年一貢を奉ずるは案に在り。照得するに、康熙二十七年(一六八八)は例として応に進貢すべく、敢えて期を愆(おそ)えず。此の為に専ら耳目官・正議大夫・都通事等の官の毛起竜・蔡鐸・蔡応瑞等を遣わし、表・咨を齎捧して海船二隻に坐駕し、水梢を率領せしむ。毎船に均幫する上下の員役は共に二百人の数に盈(み)たず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百斤・海螺殻三千個・紅銅三千斤等の方物を運解し、両船に分載す。一船義字第四十五号は煎熟硫黄六千三百斤・海螺殻一千五百個・紅銅一千五百斤を装載し、一船義字第四十六号は煎熟硫黄六千三百斤・海螺殻一千五百個・紅銅一千五百斤を装載す。解運して福建等処承宣布政使司に前至して投納し、京に赴き進上す。

所(よ)扱(と)りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府、義字第四十六号半印勘合執照を給して在船通事魏士哲等に付し、收執して前去せしむ。如(も)し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 金世銘 人伴四名

在船使者二員 武国翰 豊忠勲 人伴八名

在船通事一員 魏士哲 人伴四名

管船火長・直庫二名 阮維嶽 丙起才

水梢四十八名

右の執照は在船通事魏士哲等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十七年(一六八八) 九月十五日給す

執照

1-35-13

国王尚貞の、赴京の官員を接回するため都通事毛文善等を遣わす執照(一六八九、一〇、二〇)

琉球国中山王尚(貞)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、康熙二十七年(一六八八)冬、特に耳目官毛起竜・正議大夫蔡鐸等を遣わし、水梢を率領して船二隻を駕して閩に來り、表章・方物を齎捧せしむ。已經(すで)に貴司に移咨し、起送して進京し聖禧を叩祝す。進京の官伴及び存留の官伴を除き、其の余の員役と先の貢使魏応伯等は、仍お原船に坐して本年五月の間に方(ま)に見(げん)に回国す。旧例に遵依して、入觀の官伴は船を撥して接回し、

久しく閩の地に滞りて以て天朝の糜餼を糜すに至らず。此の為に特に都通事毛文善等を遣わし、水梢共に八十員名を率領して海船一隻に坐駕し、前來して皇上の勅書並びに欽賞の物件、同じく貢使毛起竜等を迎接せしむ。

茲に所抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府、義字第四十七号半印勘合執照を給して存留通事程順則等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 毛文善 人伴六名

使者二員 雍克寬 曹憲 人伴一十二名

存留通事一員 程順則 人伴六名

管船火長・直庫二名 金邦鼎 丙起才

水梢共に五十名

右の執照は存留通事程順則等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十八年（一六八九）十月二十日給す

執照

1-35-14

国王尚貞の、進貢のため耳目官温允傑等を遣わす執照

（二六九〇、一〇、一一）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

謹んで聖旨の兩年一貢を奉ずるは案に在り。照得するに、康熙二十九年（一六九〇）は例として応に進貢すべく、敢えて期を愆えず。此の為に専ら耳目官温允傑・正議大夫金元達・都通事鄭職良等を遣わし、表・咨を齎捧して海船二隻に坐駕し水梢を率領せしむ。每船に均割する上下の員役は共に二百員名を過ぎず。常貢の煎熟硫黄一万二千六百斤・海螺殼三千個・紅銅三千斤等の方物を運解し、兩船に分載す。一船義字第四十九号は煎熟硫黄六千三百斤・海螺殼一千五百個・紅銅一千五百斤を装載し、一船義字第五十号は煎熟硫黄六千三百斤・海螺殼一千五百個・紅銅一千五百斤を装載す。解運して福建等処承宣布政使司に前至して投納し、京に赴き進上す。

所抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府、義字第四十九号半印勘合執照を給して存留通事蔡肇功等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。